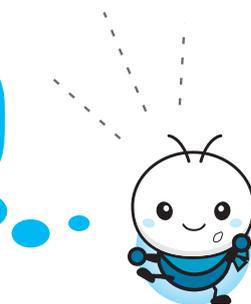


臨時福祉給付金・ 子育て世帯臨時特例給付金が支給されます



消費税率の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯を支援するため「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が、国の暫定的・臨時的な措置として支給されます。

臨時福祉給付金

●対象

平成26年度分市民税（均等割）が課税されない人（自身を扶養している人が課税されている場合や生活保護制度の被保護者は対象外）

●給付額

給付対象者1人につき1万円（1回限り）
※給付対象者で、次の①②のいずれかに該当する人は5千円（1回限り）を加算します。
①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
②児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

お問い合わせ

市 社会福祉課（山東庁舎）
☎ 55-8102 ☎ 55-8130

子育て世帯臨時特例給付金

●対象

平成26年1月分の児童手当（特例給付含む）の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童（臨時福祉給付金の対象者、生活保護の被保護者などは対象外です。）

●給付額

対象児童1人につき1万円（1回限り）

お問い合わせ

市 子育て支援課（山東庁舎）
☎ 55-8104 ☎ 55-4040

- ・申請書の受付は、7月中旬から開始する予定です。
- ・給付対象と見込まれる人に対し、案内チラシ、申請書類一式を7月頃に送付する予定です。
- ・申請方法などは、内容が決まり次第、広報まいばらや市公式ウェブサイトでお知らせします。
- ・申請は、平成26年1月1日現在、住民登録している市町村で行ってください。

次のような詐欺にご注意ください！

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- ・市や国・県職員などがATM（現金自動支払機）の操作をお願いすることはありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはありません。
- ・市職員などが、給付金のために手数料などの振り込みを求めることはありません。
- ・現時点で、市職員などがみなさんの世帯構成や銀行口座番号などの個人情報を照会することはありません。
- ・自宅や職場に、市や厚生労働省の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便物が届いた場合は、迷わず市役所や警察署に連絡してください。